

日本共産党市会議員団が実現をめざす「京都市住宅改修工事費助成条例（案）」 および「京都市木造住宅耐震改修費助成条例（案）」の要綱

京都市住宅改修工事費助成条例（案）

（１）申し込み資格

- 1、京都市内に居住している方。
- 2、助成の対象となる住宅（店舗、事務所等の併用住宅を含む）を所有、又は借用し居住している方。
または居住する予定の方。
- 3、市民税及び固定資産税を滞納していない方。

（２）助成対象住宅

市民が市内に所有又は借用し居住する住宅（附属ガレージ、ブロック塀等を含む）分譲マンションにおいては個人の専有部分。

（３）助成対象工事

京都市内に主たる事業所（本社または支店）を持つ中小施工業者（中小企業基本法第２条第５項に定める企業者）が行う、費用が３０万円（消費税を除く）以上の改修改善工事とし、助成金の交付決定を受けた後に着工するもの。

（４）助成金の限度額

改修工事費の１５％に相当する金額とし、３０万円を限度とする。

京都市木造住宅耐震改修費助成条例（案）

（１）申し込み資格

- 1、京都市内に居住している方。
- 2、助成の対象となる住宅（店舗、事務所等の併用住宅を含む）を所有、又は借用し居住している方。
または居住する予定の方。
- 3、借家の場合は、所有者の同意を得ること。
- 4、市民税及び固定資産税を滞納していない方。

（２）助成対象住宅

- 1、昭和５６年５月３１日以前に木造在来工法で着工され建築された３階以下の戸建て住宅。
- 2、木造住宅耐震診断で、総合評点１．０未満と診断されたもの。

（３）助成対象工事

京都市内に主たる事業所（本社または支店）を持つ中小施工業者（中小企業基本法第２条第５項に定める企業者）が行う、費用が３０万円（消費税を除く）以上の耐震改修工事で、改修工事の結果、耐震診断で総合評価点が１．０以上と診断される建築物となる耐震改修工事。

（４）助成金の限度額

下記の別表で定める対象者の世帯の所得税額の年額区分に応じた助成率を乗じて得た金額とし、１０万円を限度とする。

【別表】

世帯の所得税額（年額）	助成率
０円 ～ ４２，０００円	９／１０
４２，００１円 ～ １５６，０００円	３／４
１５６，００１円 ～ ３９７，０００円	１／２
３９７，００１円 ～	１／３